

大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年大阪府教育委員会規則第5号）（以下「規則」という。）第16条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた府立学校の名称を冠するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）である学校経営計画の「めざす学校像」及び「中期的目標」については、当該年度の前年度に協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度に新たに着任した校長（准校長を含む。以下同じ。）が、前年度に承認された基本的な方針を変更する場合には、速やかに協議会（部会を設置する場合は、部会と読み替える。第4条第2項及び第19条を除き、以下同じ。）の承認を得なければならない。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第7項で規定する職員の採用その他の任用に関する意見については、規則第2条に規定する趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除くものとし、大阪府公立教職員人事基本方針、府立学校教員人事取扱要領及び府立学校教職員人事取扱要領に反しない範囲とする。

2 協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関して大阪府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書（様式第1号ア）を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して意見を述べることができる。

- (1) 学校経営計画に関する事項
- (2) 学校評価に関する事項

(3) 教員(規則第6条第1項第3号に定義する教員をいう。)の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

- 2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書(様式第1号イ)を提出することにより行うものとする。
- 3 第1項第3号に規定する保護者からの意見の申出は、第17条に規定する事務局に、意見書(様式第2号)により、メール、郵送、学校設置の専用箱への投函等の方法をもって行うものとする。なお、事務局は、全ての意見について、その対応状況等を含めて取りまとめ、協議会の会長に報告するものとする。

(学校経営計画及び学校評価についての意見聴取)

第6条 校長は、大阪府立学校条例(平成24年大阪府条例第89号)(以下「条例」という。)

第7条第3項に基づき、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

- 2 校長は、条例第10条第2項に基づき、学校評価の実施に当たっては、協議会の意見を聴いて行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議の結果の情報を、学校の所在する地域住民、学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、6名とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、校長と協議のうえ、委員の人数を変更することができる。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から構成し、校長の推薦により、教育委員会が任命するものとする。ただし、次の第1号から第4号までに該当する者を少なくとも各1名を含めるものとする。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) その他、教育委員会が適当と認める者

- 3 校長は、第2項により委員を推薦する場合は、委員推薦者名簿(様式第3号)を教育委員会に提出するものとする。推薦に当たっては、就任承諾書(様式第4号ア又は様式

第4号イ)及び履歴事項(様式第5号)を併せて教育委員会へ提出するものとする。

- 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、校長は速やかに新たな委員を推薦し、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 5 委嘱する委員の年齢は原則70歳までとする。
- 6 委員が兼務できる協議会(部会を除く。)の数は、原則として合わせて4までとする。
- 7 第1項、第5項及び前項にかかわらず、校長が必要と認める場合は、具申書(様式第6号)をもって教育委員会に委員の任命について具申するものとし、教育委員会は、審査の結果、適当と認める場合は当該委員を任命することができる。
- 8 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、同一の委員は、連続して6年を超えて同一校の委員に任命しないものとする。同一校で連続して6年を経た委員が、別の学校の委員になることは妨げない。

- 2 前条第4項により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了又は解任された委員を同一校で再任する場合、一の継続した任期の終了した日から起算して、当該継続した期間と同じ期間を経過した後でなければならない。
- 4 前項にかかわらず、校長が必要と認める場合は、具申書(様式第6号)をもって教育委員会に委員の再任について具申するものとし、教育委員会は、審査の結果、適当と認める場合は当該委員を任命することができる。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(委員の解任)

第11条 規則第10条第1項第1号に規定する委員からの辞任の申出は、辞任届(様式第7号ア又は様式第7号イ)によるものとする。

- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任するよう解任願(様式第8号ア又は様式第8号イ)をもって教育委員会に具申することができる。
 - (1) 前条に反した場合
 - (2) その他解任に該当する事由が認められる場合

- (3) やむを得ない事情で本人が辞任届を提出することができない場合
- 3 教育委員会は、解任の具申を審査し、当該委員を解任することができる。

(報酬等)

第12条 規則第12条により定める委員の報酬の額は、日額8,300円を超えない範囲において教育委員会が定める額とする。

- 2 前項の報酬は、協議会の出席日数に応じて、その都度支給するものとする。
- 3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員であるものに対しては、報酬を支給しない。
- 4 委員の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。
- 6 報酬、費用弁償については、委員は辞退することができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第14条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を第17条に規定する事務局が作成するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 協議内容
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 5 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

(会議の時期等)

第15条 会議は、年3回開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催が必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 第1回 4月～7月
- (2) 第2回 7月～12月
- (3) 第3回 12月～3月

2 会議においては、当該年度の学校経営計画に関する事項、当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項、当該年度の学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項、並びに次年度の学校運営の基本的な方針などについて協議するものとする。

3 協議会は、必要に応じて学校に対して、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を求めることができる。

(会議の公開)

第16条 会議は原則公開とし、各校のホームページにおいて、開催通知及び議事録を公開するものとする。

2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。

3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第17条 協議会の庶務を行うために、協議会は事務局を置く。

2 事務局の長は教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

(実施要項)

第18条 校長は、教育委員会が別に定める協議会の実施要項準則に従い、協議会の実施要項を定めるものとする。

(複数の課程を有する学校)

第19条 複数の課程を有する学校の場合においては、部会を設置することができるものとし、当該課程に関する事項については、部会の決定をもって協議会の決定とみなす。

2 第3条第1項により部会で承認された当該課程の基本的な方針は、他の部会に報告することとし、他の部会は当該課程の基本的な方針について意見を述べることができる。

3 協議会が、第4条第1項に基づき教育委員会に対し意見を述べる場合は、部会の意見を取りまとめ、教育委員会に対する意見書(様式第1号ア)により、協議会として校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

- 4 協議会の委員は、部会の委員を合わせた総数とする。
- 5 部会を設置する協議会の会長及び副会長は、部会の会長の互選により選出する。
- 6 部会を設置する協議会の庶務は、協議会の会長の属する部会の事務局が行う。
- 7 部会を設置する協議会の委員は、部会の委員を兼務する。ただし、当該委員の報酬は、協議会と部会を併せて支給しない。

第20条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会
が、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 第3条は、平成31年度の基本的な方針から適用する。